○国土交通省告示第九百六十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年八月十八日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年八月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5456号	船外機（小型船舶用）	15003P	スズキ株式会社	静岡県浜松市南区高塚町300番地
第5457号	〃	17503P	〃	〃

○防衛省告示第百八十九号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年八月三十日

防衛大臣　稲田　朋美

期間　平成二十八年九月二十七日から同年十月六日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。

区域　三沢沖海面の次の第一号の(ア)から(カ)までの六点を順次連結する線及び(カ)の点と(ア)の点を結んだ線により囲まれる海面及びその上空並びに第二号の(イ)から(キ)までの四点を順次連結する線及び(キ)の点と(イ)の点を結んだ線により囲まれる海面及びその上空で、次の各号に示す高度帯までの間

一　海面から高度三、〇四八メートルまで

(ア)　北緯四一度三五分一〇秒　東経一四二度一三分四七秒

(イ)　北緯四一度三五分一〇秒　東経一四三度二九分四六秒

(ウ)　北緯四一度三一分一〇秒　東経一四三度二九分四六秒

(エ)　北緯四一度三一分一〇秒　東経一四五度四二分四五秒

(オ)　北緯四〇度二五分一〇秒　東経一四五度四二分四五秒

(カ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度一三分四七秒

二　海面から高度三、〇四八メートルまで

(イ)　北緯四一度三五分一〇秒　東経一四三度二九分四六秒

(ウ)　北緯四一度三一分一〇秒　東経一四三度二九分四六秒

(エ)　北緯四一度三一分一〇秒　東経一四五度四二分四五秒

(キ)　北緯四一度三五分一〇秒　東経一四五度四二分四五秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○近畿地方整備局告示第百二十八号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、由良川水系由良川及び土師川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、近畿地方整備局及び福知山河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十三年近畿地方整備局告示第百三十二号、平成十八年近畿地方整備局告示第百十四号は、廃止する。

平成二十八年八月三十日

近畿地方整備局長　池田　豊人

○九州地方整備局告示第百二十号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、大淀川水系大淀川、本庄川、深年川、綾北川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十五年九州地方整備局告示第七十六号、第七十七号、平成十八年九州地方整備局告示第百四十一号、第百四十二号は、廃止する。

平成二十八年八月三十日

九州地方整備局長　小平田浩司

○九州地方整備局告示第百二十一号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、五ヶ瀬川水系五ヶ瀬川、大瀬川、北川及び祝子川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、九州地方整備局及び同局延岡河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十六年九州地方整備局告示第百四十四号、第百四十五号、平成十八年九州地方整備局告示第百三十九号、第百四十号は廃止する。

平成二十八年八月三十日

九州地方整備局長　小平田浩司

人事異動

内閣

特命全権大使　志野　光子

願に依り本官を免ずる（八月二十六日）

外務省

（エチオピア国駐箚）特命全権大使　鈴木　量博

外務事務官（在アメリカ合衆国日本国大使館参事官）に採用する

アメリカ合衆国駐箚特命全権大使を補佐しアメリカ合衆国に在勤する期間公使の名称を与える（八月九日）

（アジア大洋州局地域政策課長）外務事務官　安藤　俊英

大臣官房広報文化外交戦略課長に配置換する

（内閣官房内閣参事官）内閣事務官　鮫　博行

外務事務官（アジア大洋州局地域政策課長）に転任させる（以上八月十日）

（在ラオス日本国大使館参事官（公使））外務事務官　鈴木亮太郎

経済協力開発機構日本政府代表部参事官に配置換する

経済協力開発機構日本政府代表部在勤特命全権大使を補佐し経済協力開発機構日本政府代表部に在勤する期間公使の名称を与える（八月十四日）

財務省

（大臣官房審議官）財務事務官　藤城　眞

関税局長兼税関研修所長事務代理を免ずる（八月二十六日）

最高裁判所

簡易裁判所判事　中川　正隆

東京簡易裁判所判事に補する　水野　正則

同

武雄簡易裁判所判事に補する

武雄簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する

東京簡易裁判所判事　矢崎　和彦

青梅簡易裁判所判事に補する（以上八月十六日）

○定年退官

簡易裁判所判事安井博は八月十五日限り定年退官

簡易裁判所判事大田博明は八月十七日限り定年退官

叙位・叙勲

○叙位

従五位に叙する　吉尾　藤逸

正六位に叙する　田中　巖

従六位に叙する（各通）　岩永　基和　村山　つよ

従七位に叙する（以上七月十七日）　安藤健二郎

正五位に叙する　勝沼　謙介

従五位に叙する　小野寺克実　梶本　孝榮

従五位に叙する（各通）　染谷　悟　室川　正和